

第一種

あなたもできる 特定原産地証明書 取得ガイド

日本がこれらの国や地域との
あいだで結ぶ EPA（経済連携
協定）で関税が安くなるよ！



日スイス協定
2009.9.1

日アセアン協定
2008.12.1

*アセアンを対象地域とする
多国間経済連携協定

日タイ協定
2007.11.1

日ベトナム協定
2009.10.1

RCEP協定
2022.1.1

日メキシコ協定
2005.4.1

日モンゴル協定
2016.6.7

日フィリピン協定
2008.12.11

日インドネシア協定
2008.7.1

日インド協定
2011.8.1

日ブルネイ協定
2008.7.31

日ペルー協定
2012.3.1

日マレーシア協定
2006.7.13

日チリ協定
2007.9.3

日オーストラリア協定
2015.1.15

*日付は各協定の発効年月日

*上記の他に日シンガポール協定があります。
全国 142 商工会議所で原産地証明書を取得できます。

日本商工会議所

はじめに EPA の基礎知識と申請の流れ

EPA とは？

EPA とは、Economic Partnership Agreement の略称で「経済連携協定」とも呼ばれます。特定の国や地域どうしで貿易や投資を促進するために、主に以下のことを取り決めている条約です。

- ① 輸出入にかかる関税を撤廃・削減する
- ② サービス業についての規制を緩和・撤廃する
- ③ 投資環境を整備する
- ④ ビジネス環境の整備について協議する



関税が安くなるってホント？

生産者・輸出者のみなさんに直接的なメリットがあるのは、関税の撤廃・削減でしょう。一般税率が 30% のところ、EPA 税率では 0% になる場合もあるので、ぜひ利用してください。

EPA を利用するには、輸出品がたしかに各 EPA で定められた「原産品」であることを証明する「原産地証明書」を輸出先の税関に提出する必要があります。

証明書を取得するには？

日本商工会議所は、経済産業大臣の指定発給機関として原産品の判定を行い、「第一種特定原産地証明書（以降「特定原産地証明書」と呼びます）」を発給しています。輸出者であれば、だれでも発給を申請できます。ただし、右ページのとおりに、輸出先の国に EPA 税率があるかどうか、産品が原産地規則を満たしているかどうかなどを、よく確認してから発給を申請してください。

ステップ 1

輸出品の HS コードを知る

EPA では、HS コード*別に規則や税率が定められているため、輸出しようとする製品の HS コードを調べます。

*国際条約に基づいて商品の名称や分類を定めた6桁の関税分類コード。7桁以降は各国が自由に設定。



ステップ 2

EPA 税率を知る

EPA の附属書の「譲許表」やジェットロ提供の World Tariff（世界各国の関税率）で、一般税率と EPA 税率を調べます。関税が即時撤廃された品目もあれば、毎年段階的に税率が引き下げられる品目もあります。

ステップ 3

原産地規則・品目別規則を知る

どのような条件を満たせば「原産品」と認められるか、EPA の「原産地規則」と「品目別規則」を参照します。

ステップ 5

企業登録をする

日本商工会議所ホームページの「EPA 特定原産地証明書発給事業」のページで「登録申請書」を作成し、必要書類を添えて申請します。

日本商工会議所

ここまでは自社で

日商 HP にアクセス

ログイン情報が届く

ステップ 4

原産性を確認する

農産物のように日本の領域から完全に得られる「完全生産品」に加えて、輸入材料で製造した工業製品なども、一定の基準を満たせば、EPA 税率が適用されます。

ステップ 6

原産品判定依頼をする

特定原産地証明書発給システムにログインし、「原産品判定依頼書入力」画面から必要事項を入力して、判定依頼します。

ここからは専用のシステムで



判定依頼をするときは、原産品であることを明らかにする証明資料をしっかり準備してね！

承認される

ステップ 7

証明書の発給申請をする

特定原産地証明書発給システムにログインし、「発給申請書入力」画面から必要事項を入力して、発給申請します。

交付準備完了

GOAL!!

証明書の交付を受ける

手数料と引き換えに「特定原産地証明書」を受け取ります。

ステップ 1 輸出品品の HS コードを知る

HS コードは輸出品品を分類するための番号です。HS コード別に税率や原産品判定のルールが決められているので、まず、HS コードを調べます。日本では、類・項・号という呼び方をします。

例 HS コードの構成イメージ



HS コードを確認するには？

日本の税関と輸出相手国の税関の判断が異なる場合、相手国の判断が優先されるので、輸入者を通じて相手国の税関に問い合わせることをお勧めします。

HS コードの桁数が増えるにつれ、品目が特定されていくよ。



ステップ 2 EPA 税率を知る

EPA 税率は一般税率より低くなっていることがほとんどですが、同じ場合や逆転していることもあるので、税率をしっかりと確認します。

税率を確認するには？

EPA 附属書の「譲許表」で EPA 税率を確認します。協定発効日に関税を撤廃する「即時撤廃」や、協定発効日から一定の年数をかけて毎年均等に税率を引き下げていく「段階的撤廃」などがあります。

例 日インドネシア協定の譲許表

Column 1 Tariff Item Number	Column 2 Description of Goods	Column 3 Base Rate	Column 4 Category	Column 5 Notes
HS コード	Signalling glassware and optical glass (other than those of heading 7014.00.10.00, not optically worked, - For motor vehicles - Other: - For lighthouse lamps, ships lanterns, locomotive and railway rollingstock lanterns, lamps for aircraft and beacon for aerodromes - Other	基準税率 5%	段階的撤廃 B3	2
7014.00.10.00			B3	
7014.00.90			A	
7014.00.90.10			A	
7014.00.90.90			B3	

A : 即時撤廃	協定発効日に関税撤廃
Bn : 段階的撤廃	協定発効日から n + 1 回の毎年均等な関税引き下げにより撤廃

例: 基準税率が 5% で B3 の場合

$5\% \div (3 + 1) \text{回} = 1.25\%$ (1 回の引き下げ率)

2008.7.1 (協定発効日) に 1 回めの引き下げ、翌年から毎年 1 月 1 日に均等に引き下げ、2011.1.1 (4 回め) で 0% になる。

3.8% → 2.5% → 1.3% → 0%

World Tariff を利用しよう！

FedEX Trade Network 社の「World Tariff」は、世界各国の関税率を HS コードで検索できるサービスです。日本の居住者なら、だれでも無料でご利用になれます。

詳細はジェトロ HP で！

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

社会国輸出先: Indonesia

品目: 70 - Glass and glassware

品目: 7014 - SIGNALLING GLASSWARE AND OPTICAL ELEMENTS OF GLASS (OTHER

デキスト: 番号: MFN 税率 (一般税率)

Indonesia - Chapter 70 - Glass and glassware

Section Notes Chapter Notes End Notes

Description

HS Number: 7014

7014.00.10.00 - Of a kind suitable for use in motor vehicles

7014.00.90.00 - Other

このツールを使って得た関税およびその他

End Note for 7014.00.10.00 from ID

All End Notes

7 JI-EPA

B3

基準税率

Base rate 5%

EPA 税率

2008 2009 2010 2011

3.8% 2.5% 1.3% Free

ステップ 3 原産地規則・品目別規則を知る

原産地規則とは、輸出する産品が EPA で定められた原産品であるかどうかを特定するルールです。原産品ではない産品を日本から輸出しても、EPA 税率の適用は受けられません。EPA 税率の適用を受けるには、原産地規則を満たす必要があります。

日商ホームページの
マニュアルを読んでね！

非常に重要なステップです。必ずマニュアルをお読みください。

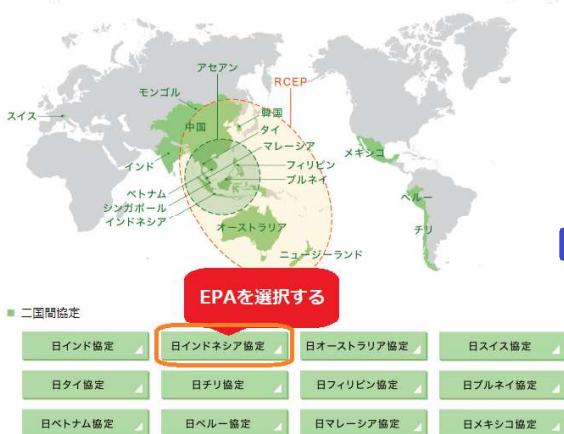
「特定原産地証明書発給申請マニュアル」

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf

原産地規則を確認するには？

日本商工会議所のホームページから協定を選択して、「原産地規則」と「品目別規則」をお読みください。英文と日本語があります。

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/3.html>



「原産地規則」で全般的なルールを知り、「品目別規則」ではステップ1で確認したHSコードに対応する詳細なルールを確認しましょう。

品目別規則に規定されていないHSコードの産品は、一般規則を満たす必要があります。一般規則も確認しましょう。

ステップ3 輸出産品に係る規則等を確認する 日インドネシア協定

① 特定原産地証明書取得のために、以下の規則等を必ずご確認ください。

特定原産地証明書発給申請前に確認しておくべき事項



原産地規則のPDFを開く

(1) 原産地規則 (外務省)

日本語 (P.43~P.69)

英語 (P.27~P.44)

(2) 品目別規則 附属書2参照 (外務省)

日本語

英語

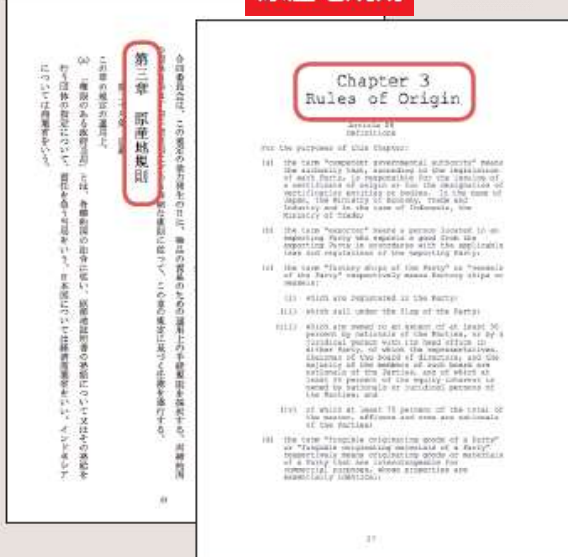
品目別規則の見方

※非原産材料を「生産」に用いた場合には確認が必要です。

<参考リンク先>

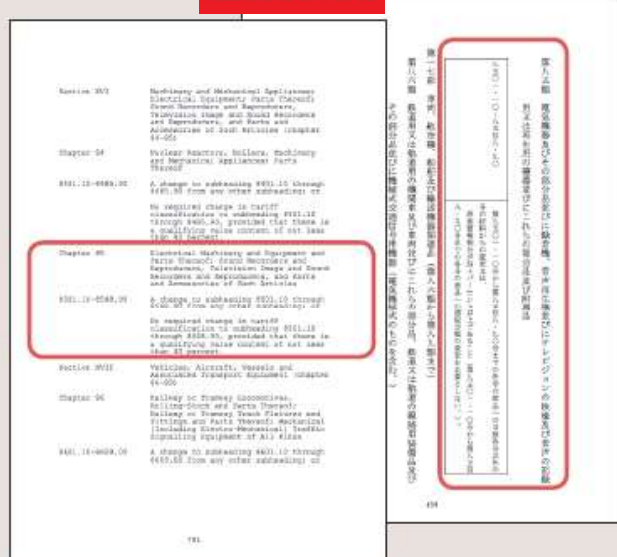
品目別規則のPDFを開く

原産地規則



例 第三章 原産地規則 (Chapter 3 Rules of Origin)

品目別規則



例 品目別規則 第85類 (Product Specific Rules - Chapter 85)

ステップ 4 原産性を確認する

各協定の原産地規則・品目別規則などには詳細なルールが記載されていますが、ほぼ共通しているのは以下3つ（A～C）の「原産品」のカテゴリーです。Aは原産品であることは間違いありません。Bは材料が原産品であれば、原産品と認められます。Cは一定の基準を満たせば、原産品と認められます。



非常に重要なステップです。必ずマニュアルをお読みください。

「特定原産地証明書発給申請マニュアル」 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf

A 完全生産品

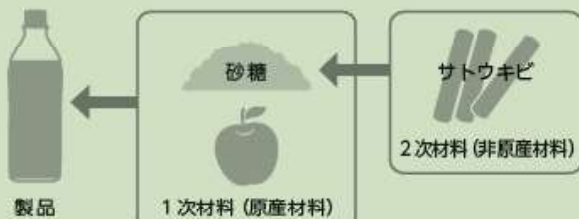
国内で完全に生産・採取されたもの（農産物、鉱物など）



B 原産材料のみから生産される製品

最終生産品の材料が原産品である製品

* 1次材料を製造する過程で外国産の2次材料を使用している場合、実質的な製造・加工が行われていれば、原産材料となります。



積送基準にも注意！

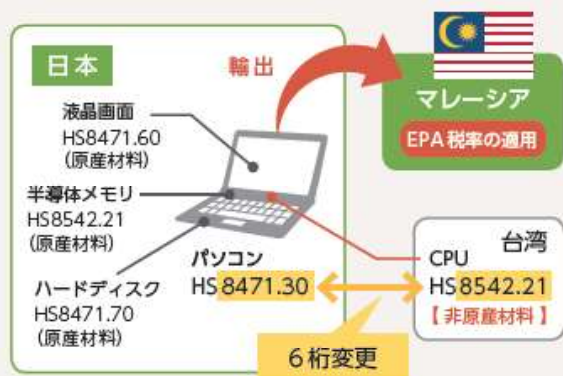
日本から EPA の相手国へ直接輸送することが原則です。もし、第三国を経由して輸送する場合は、積み卸しおよび製品を良好な状態に保存するための作業はできますが、それ以外の作業をすると、原産性を失います。

C 非原産材料を用いて生産される製品

材料が外国から輸入したものであっても、日本において「実質的な製造・加工」が行われたもの、日本における「付加価値の割合が大きい」ものなどは、原産品として認められます。

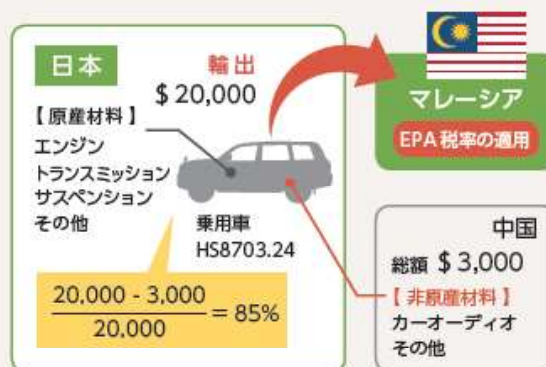
関税分類変更基準 (CTC ルール)

「実質的な製造・加工」が行われたことを、非原産材料と製品との HS コードの変更で判断します。例えば、日マレーシア協定の原産地規則では、パソコンとその非原産材料が HS コードの上6桁(号)で一致していなければ、パソコンは日本の原産品とみとめられます。



付加価値基準 (VA ルール)

「付加価値の割合が大きい」ことを、原産材料費等と FOB 価格の割合で判断します。例えば、日マレーシア協定の原産地規則では、乗用車について付加価値が60%以上であれば、日本の原産品とみとめられます。



ステップ 5 企業登録をする

「第一種特定原産地証明書発給システム」を利用するために、最初に企業登録をお願いします。登録が完了すると、URL・ID・パスワードをお知らせする書類が郵送で届きます。

*商工会議所の会員登録、一般原産地証明のための登録とは異なりますので、新たに企業登録が必要です。

企業登録の方法 ● 対象者：生産者・輸出者 ● 登録有効期間：2年間 ● 費用：無料

企業登録のために書類を郵送してね！



1 日商ホームページで登録申請書を作成

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/registration.html>

- 1 企業登録申請フォームに、企業名・担当者氏名・メールアドレス・パスワードを入力して送信します。
- 2 自動返信されるメール記載の URL をクリックし、登録申請書作成画面に必要事項を入力します。
- 3 登録申請書を印刷し、署名者（サイナー）のサインを記入します。



所用日数について

企業登録にかかる期間は、原則 7 営業日です。

2 登録申請書やその他必要書類を日本商工会議所へ提出

宛先：日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目2番2号 丸の内二重橋ビル

ステップ 6 原産品判定依頼をする

ここからは、「第一種特定原産地証明書発給システム」を利用します。

原産品判定依頼の方法

1 原産品であることを明らかにする資料の準備

原産品判定依頼の前に、資料（対比表、計算ワークシートなど）を準備します。

2 システムによる原産品判定依頼

早く判定ができるように、資料はしっかり準備してね！



1 「第一種特定原産地証明書発給システム」にログインします。



原産品判定依頼は生産者または輸出者が行います。システムの URL・ID・パスワードは、ステップ5の企業登録完了後に郵送される書類に記載されています。

2 「原産品判定依頼書入力」をクリックし、必要事項を入力します。

* HS コード、原産品判定基準（ABC）などを入力します。



原産品判定依頼書

3 「判定依頼」ボタンをクリックし、判定受付番号が表示されたら、依頼は終了です。



判定依頼後の進捗状況は、システムでいつでも確認できます。

メール送信設定について

「メール送信設定」をすると、審査完了時に通知メールを受信できます。

所用日数について

原産品判定にかかる期間は、原則 3 営業日です。

ステップ 7 証明書の発給申請をする

いよいよ最後のステップです。原産品として承認された製品について、輸出者が第一種特定原産地証明書の発給申請をします。あらかじめ生産者が「原産品同意通知書」を入力しておけば、生産者が取得した原産品判定番号を使用して、輸出者が発給申請できます。日オーストラリア協定とRCEP協定では生産者も発給申請ができます。

！ 証明書は輸入申告ごとに必要です。

発給申請の方法

- ① 「第一種特定原産地証明書発給システム」にログインします。
- ② メインメニューで「発給申請書入力」をクリックし、必要事項を入力します。
* 輸入者、輸送手段、原産品名・数量・インボイス番号などを入力します。

手数料納付・交付方法

手数料納付方法（現金／振込）、交付（受取）方法（窓口／郵送）も発給申請時に選択します。発給申請後は方法を変更できないので、ご注意ください。

所用日数について

発給にかかる期間は、原則 2 営業日です。

③ 「発給申請」 ボタンをクリックします。発給受付番号が表示されたら、発給申請は終了です。

「原産品一覧選択」ボタンをクリックすると、原産品判定番号の一覧が表示されます。番号を選択して、情報を呼び出します。

メール送信設定について
「メール送信設定」をすると、審査完了時に通知メールを受信できます。

GOAL!! 証明書の交付を受ける

原産品の判定結果に有効期限はないから、何回でも証明書を取得できるよ。



交付準備完了になったら、手数料を納付し証明書の交付を受けます。

証明書の取得後の注意！

- 発給申請のための申告データや証拠書類（伝票、書類等）は、証明書発給日から5年間*は保存し、両国の政府または関係機関から要請があったときは、提出する義務があります。
※日ブルネイ、日スイス、日ベトナム、日アセアン、RCEP協定は3年間。
- 証明書の発給を受けた製品が特定原産品ではなかったとき、記載に誤りや変更があったときは、遅滞なく書面により通知する義務があります。
- 経済産業大臣または指定発給機関から報告や検査の要請があったときは、協力する義務があります。

！ 上記の義務違反に対しては、罰金が課せられることがあります。

特定原産地証明書を偽造すると、刑法 155 条の公文書偽造に該当し、1 年以上 10 年以下の懲役の対象となります。

お問い合わせ 日本商工会議所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目2番2号 丸の内二重橋ビル TEL:03-3283-7850

- 特定原産地証明書発給申請マニュアル（日本商工会議所） https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html
- 原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf